

改造した原動機付自転車の登録について

★「原動機付自転車改造証明・宣誓書」の提出が必要です。

- ・ 原動機(エンジン)を載せ替えた場合には、変更前と変更後の型式番号を記入してください。
- ・ ボーリングをした場合は、変更前と変更後の「内径×行程」と「総排気量」を記入してください。

(参考)計算式は次のとおりです。

$$\text{排気量 (cc)} = 3.14 \times \left\{ \frac{\text{内径 (mm)}}{2} \right\}^2 \times \text{行程 (mm)} \div 1000$$

(※最後に1000で割って、立方mmを立方cmに換算します。)

- ・ 改造キットを取り付けた場合は、「メーカー名／〇〇ボアアップキット〇〇cc」のようにキット名を記入してください。
- ・ 任意の様式の改造証明書がある場合はこの用紙に添付してください。その場合は、この用紙の記入で二重になる部分は省略してかまいません。

★ 注意！ 虚偽の申告には罰則があります。

- ・・・ 実際には改造をしていないのに、改造をしたと虚偽の申告をした場合は、地方税法に基づき罰せられます。

地方税法第21条 不納せん動に関する罪
地方税法第463条20 虚偽の申告に関する罪

★ 保安基準や走行について

原動機付自転車は製造元が安全性や耐久性等のテストを繰り返し行い、全体のバランスがとれた状態で、国土交通省の生産許可を受けているものです。

そのため、改造することによって、制動力や安全性が減少している可能性があります。

また、福岡市は排気量に応じた課税のみをしているもので、2人乗りをしたり、制限速度を60km/hで走行して良いという許可をしているわけではありません。

十分にご理解の上、ご登録をお願いします。